

## 玉名市情報公開条例の一部を改正する条例（案）

玉名市情報公開条例（平成17年条例第12号）の一部を次のように改正する。  
第5条中「次に掲げるものは」を「何人も」に改め、「(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。)」を削り、各号を削る。

第24条第1項中「、第5条に掲げるものから」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。